

県税のしおりNo.1 O

産業廃棄物税



産業廃棄物税とは

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てるため、平成17年4月1日以降の産業廃棄物の焼却施設への搬入及び最終処分場への搬入に対して課される税金です。

納める人

産業廃棄物を排出する事業者（中間処理業者を含みます）です。

- 排出事業者が処理業者に委託して県内の焼却施設や最終処分場で産業廃棄物を処理する場合
焼却処理を行う中間処理業者または最終処分業者が、産業廃棄物の処理料金とあわせて排出事業者等から税を預かり、県に納めます。
- 排出事業者が県内にある自社の焼却施設や最終処分場で産業廃棄物を処理する場合
排出事業者が、自分で税額を計算して県に申告し、税を納めます。

納める額

- (1) 焼却施設への搬入 … 1トン当たり 800円
- (2) 最終処分場への搬入…1トン当たり 1,000円

申告と納税

焼却処理を行う中間処理業者、最終処分業者又は排出事業者が次表のとおり申告して納めます。

搬入の期間	申告納入（付）期限
1月1日から3月31日	4月末日
4月1日から6月30日	7月末日
7月1日から9月30日	10月末日
10月1日から12月31日	1月末日

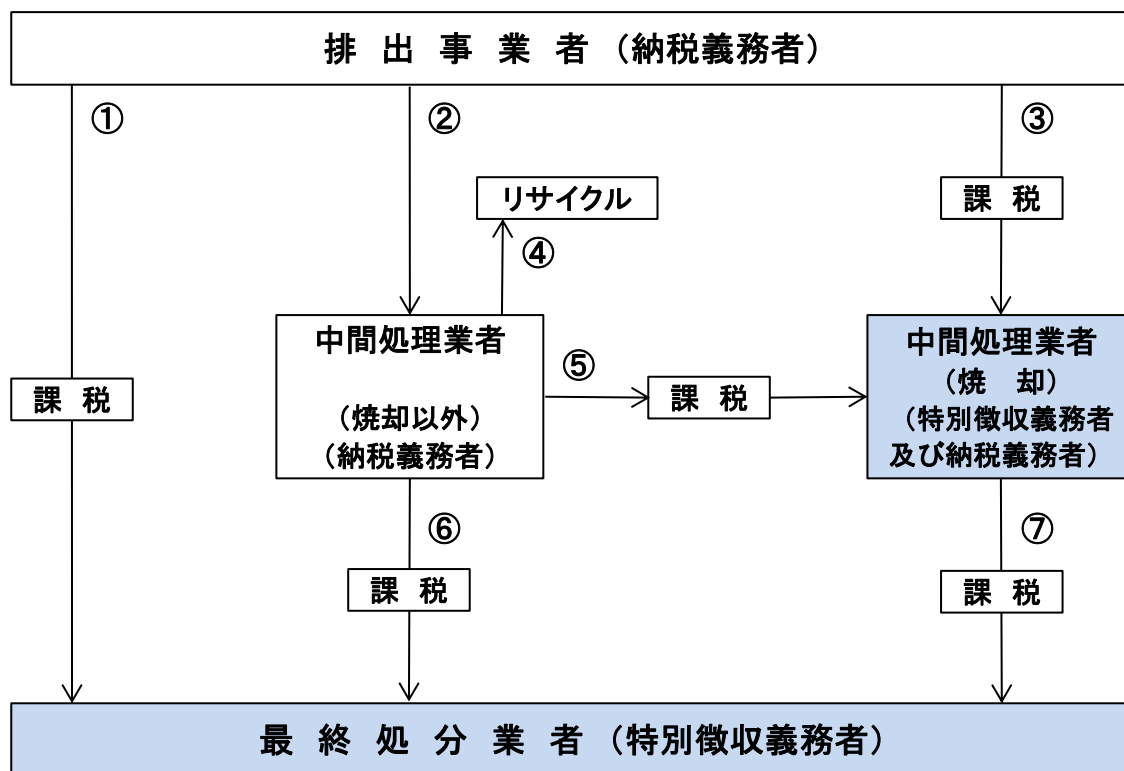
焼却施設及び最終処分場のすべてを休廃止等した場合には、休廃止等の日から1月以内に申告して納めます（休廃止等とは、休止、廃止、譲り渡し、貸し付けのことをいいます）。

課税免除

次の産業廃棄物の搬入には、産業廃棄物税は課税されません。

- (1) 産業廃棄物を再生利用、熱回収その他有効な利用に供する施設として認定された焼却施設への搬入
- (2) 災害等により発生した産業廃棄物の搬入

産業廃棄物税の仕組み



(税率)

①⑥⑦… 1,000円／トン

③⑤ … 800円／トン

②④ … 課税対象外

詳しくは、大分県税事務所へお問い合わせください。

大分県税事務所 課税第一課

(所在地) 〒870-0021 大分市府内町3-10-1

(電話番号) 097-506-5773